

2007年11月8日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

個人の市民税及び県民税の賦課に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2007年10月26日付けで諮問（第280号）された個人の市民税及び県民税の賦課に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は、「3 審議会の判断理由」の(1)に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するにあたり必要な個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

これまでは、75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人は、国民健康保険等の医療保険制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療サービスを受けていたが、平成20年4月からは、新たに独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」で医療サービスを受けることになる。この制度は、都道府県においては、それぞれの都道府県内すべての市町村が加入する各都道府県の

後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が運営することとされ、具体的には、被保険者の資格管理や保険料の賦課、医療の給付などを行う。また、市町村では保険料徴収や収納管理、滞納整理を行う。75歳以上の高齢者等は、都道府県内では一律の保険料を納めてもらうとともに、広域連合が交付する被保険者証を医療機関に提示して、診療を受けることになる。

この事務の実施にあたり、広域連合については、被保険者の資格について、住所、氏名、生年月日等の必要な情報がないと、被保険者として認定することができない。そこでこの必要情報については、当該の広域連合が高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第138条第1項の規定に基づき、市区町村に照会の協力を求めることができることになった。

このことによる神奈川県後期高齢者医療広域連合の事案について、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問を行い、個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、2007年5月10日に開催された藤沢市個人情報保護制度運営審議会において承認するとの答申を得ていることと、市区町村からの同様の事案については、2007年3月8日に開催された藤沢市個人情報保護制度運営審議会において包括承認するとの答申を得ている。

しかし、この照会・閲覧については、今後も広域連合から法第138条第1項の規定に基づく所得照会・閲覧書により、個人市民税課税情報の目的外提供の依頼がされ、迅速な対応が求められることが想定されるため、2007年5月10日に開催された藤沢市個人情報保護制度運営審議会において承認された目的外に提供する個人情報に限り、広域連合からの照会についても、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続きを経なくても目的外提供できるという包括的な取り扱いをさせていただきたく諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

ア 目的外に提供する個人情報

- (ア) 収入・所得の種類・金額
- (イ) 市県民税課税所得金額
- (ウ) 課税・非課税・未申告区分
- (エ) 経過措置該当・非該当区分
- (オ) 賦課期日後転入者の前住所及び転入年月日

イ 目的外提供の方法

文書により照会された内容を、回答書により回答

ウ 目的外提供の相手方

広域連合

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

広域連合が行う後期高齢者医療の事務として、被保険者の資格管理、医療給付、保険料の賦課に関する事務を行うことになる。このうち被保険者の資格管理について、被保険者の認定にあたっては、住所、氏名、年齢の確認にはじまり、世帯の収入に応じた負担区分割合の決定に必要な税情報などが必要となる。

目的外提供について、後期高齢者医療制度にかかる事務は法に基づいて行われるものであり、本人の申請によらず、一定の要件により強制的に被保険者となるものであるため、これにかかる資格管理等に必要な個人情報について目的外提供することにより、後期高齢者医療制度にかかる事務処理を適正かつ迅速に行えることとなり、もって制度の円滑な運営につながることから、目的外に個人情報を提供する必要性があると考えます。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

後期高齢者医療制度については、高齢者の疾病や負傷等に関して必要な給付を行うもので、法に基づいて行われるものであり、本人の意思によらず、一定の要件により強制的に被保険者となること及び対象者が多く本人通知することが市民税課の業務に支障を来すこと並びに円滑な保険制度の運営にも大きく影響することから本人通知を省略するものである。

(4) 実施時期

藤沢市個人情報保護制度運営審議会の承認以降

(5) 提出書類

ア 高齢者の医療の確保に関する法律抜粋

イ 後期高齢者医療の賦課資料について（照会）写し

平成19年9月26日付け福高医事第171号 福岡県後期高齢者医療広域連合

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

広域連合が行う後期高齢者医療の事務として、被保険者の資格管理、医療給付、保険料の賦課に関する事務を行うことになる。このうち被保険者の資格管理について、被保険者の認定にあたっては、住所、氏名、年齢の確認にはじまり、世帯の収入に応じた負担区分割合の決定に必要な税情報などが必要となる。

目的外提供について、後期高齢者医療制度にかかる事務は法に基づいて行わ

れるものであり，本人の申請によらず，一定の要件により自動的に被保険者となるものであるため，これにかかる資格管理等に必要な個人情報について目的外利用させることにより，後期高齢者医療制度にかかる事務処理を適正かつ迅速に行えることとなり，もって制度の円滑な運営につながる。

以上のことから判断すると，目的外に提供する必要があると認められる。ただし，目的外に提供する個人情報の範囲及び種類については，ガイドラインを別に定めて運用することを条件とするものである。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

後期高齢者医療制度については，高齢者の疾病や負傷等に関して必要な給付を行うもので，法に基づいて行われるものであり，本人の意思によらず，一定の要件により自動的に被保険者となること及び対象者が多く本人通知することが市民税課の業務に支障を来すこと並びに円滑な保険制度の運営にも大きく影響する。

以上のことから判断すると，目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上